

事業者の見解に対する意見書

年 月 日

事業者

様

郵便番号
住 所
氏 名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

見解について意見を有するので、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり提出します。

意見の対象とする事業計画	
事業者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
産業廃棄物処理施設等の設置等の場所	
産業廃棄物処理施設等の種類	
意見書の提出者の区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 計画地の敷地境界から10m以内の土地について所有権又は賃借権その他の当該土地を使用する権利を有する者 2 周知地域内に居住する者 3 周知地域内に事務所若しくは事業場を有する個人又は法人 4 周知地域内において農業を営む者 5 周知地域内において林業を営む者 6 周知地域内の水域の管理者 7 周知地域内の水域の水利権者 8 周知地域内の水域において漁業を営む者 9 周知地域内の水域の漁業権者 10 2に該当する者が属する周知地域内に係る自治会等の代表者 11 周辺地域の生活環境の保全上の見地から利害関係を有する者（1から10までに該当する者を除く。） 12 その他の者
意見の対象とする見解	
周辺地域の生活環境の保全上の見地からの意見	

記入上の留意事項

- 1 「意見書の提出者の区分」の欄は、該当する区分の数字を○で囲むこと。
- 2 意見（事業者の見解に係るものに限る。）は、その理由を含めて明瞭に記入すること。
- 3 各記入欄にその記入事項の全てを記入することができないときは、「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦型とすること。
- 5 意見書に記入された内容は、そのまま事業者に送付されること。
- 6 住所又は氏名が記載されていないもの、期限を過ぎて提出されたもの等意見書の要件を満たさないものについては、事業者に送付されないこと。
- 7 法人でない自治会等の団体が意見書を提出する場合は、その名称とともに代表者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。